

# 心身に障害のある人を支えます

## 福祉サービス



市では心身に障害のある人の生活を支え、  
喜びや生きがいを持つて暮らしていくよう、  
さまざまな福祉サービスを提供しています。  
各サービスには利用者負担や所得の制限がありますので、  
気軽に相談してください。

### 在宅で受けるサービス

- 居宅介護(ホームヘルプ)  
自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。
- 訪問入浴サービス  
重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します。
- 移動支援事業  
買い物などで外出するとき、移動の手伝いをします。

力向上の訓練、社会との交流促進などを放課後や休日に行います。

### 短期入所

家族が病気、冠婚葬祭などで一時的に介護できなくなつたとき、短期間、施設で入浴や食事などの介護をします。

### グループホーム

障害者の自立を促すため、共同で生活をします。

### 施設で受けるサービス

- 児童発達支援  
就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

### 助成サービス

- 医療費の助成  
心身障害者(児)の医療費の自己負担額を助成します。

### 放課後等デイサービス

就学している児童に、生活能

#### ● 難病療養者医療費助成

指定難病療養者や小児慢性特定疾病療養者・特定疾患療養者の医療費の自己負担額を助成します。

#### ● 指定難病療養者・小児慢性特定疾病療養者・特定疾患療養者

月額／14,000円まで(入院)、2,000円まで(通院)

#### ● 重症認定者

月額／2,000円

#### ● 福祉タクシー利用券の交付

福祉タクシーを利用する際、費用を助成する利用券を交付します。

#### ● 補装具費の支給

補聴器、車いす、器具、義足などを購入・修理する場合に、費用の一部を助成します。

※事前に申請してください。

### 生活保障

- 特別障害者手当  
常に特別の介護を要する在宅

障害などがあつて雇用されることが難しい人に、通所により必要な訓練を行います。

#### ● 特別児童扶養手当

在宅の障害児を養育している人に支給します。

#### ● 障害児福祉手当

常に介護を要する在宅の重度障害児に支給します。または重度知的障害者を介護している人に支給します。

#### ● ねたきり身体障害者および重度知的障害者介護手当

月額／14,600円

#### ● 心身障害者扶養年金制度

月額／8,650円

心身障害者扶養年金制度は、県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人に万一名のことがあつた場合、残された心身障害者に終身一定の年金を給付します。

### 給付サービス

#### ● 日常生活用具などの給付

在宅障害者(児)にストマ装具、紙おむつ、歩行補助つえなどの日常生活に必要な用具を給付します。

※事前に申請してください。

#### 問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎ 62-53351